

# 独立行政法人国立健康・栄養研究所の 平成17年度の業務実績の評価結果

平成18年8月14日  
独立行政法人評価委員会

---

## 1. 平成17年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立健康・栄養研究所は、厚生労働省の附属機関であった国立健康・栄養研究所が、平成13年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の当研究所の業務実績の評価は、平成13年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成13年度～17年度）の第5年度目、最終年度の達成度についての評価である。

当研究所に対しては、国の附属機関から独立行政法人となった経緯を踏まえ、弾力的・効果的な業務運営を通じて、業務の効率性の向上、質の向上及び透明性の向上により国民の求める成果を得ることが強く求められている。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成16年度までの業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成17年度業務実績全般の評価

平成17年度において、業務運営体制については、研究の効率化を図るためプロジェクト研究による体制の構築に努力している点を評価する。

国民の健康に対する関心が高まる中で、社会的ニーズの把握については、健康・栄養に関連する諸団体との連携により適切なニーズの把握がなされている。「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）制度」については、着実に定着しつつあり、今後も社会における活動状況をモニタリングしつつ、引き続き積極的な取組みを期待する。

また、調査研究業務のうち基盤的研究については、当研究所が担うべき研究領域についての的確な研究を実施するとともに、健康食品等の安全性情報ネットワークを活用し、情報提供や社会的ニーズのくみ上げに努力していることは評価できる。

さらに、研究成果の普及及び活用については、インターネット等による情報提供が工夫して行われており、ホームページのアクセス件数も安定して高水準を維持している。

これらを踏まえると、平成17年度の実績評価については、全体として当研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことによる、公衆衛生の向上及び増進」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。一方で、研究施設等の効率的な利用を図るため、利用目標を適切に設定するとともに、施設の共同利用の普及等に一層の努力が期待されることに留意する必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 業務運営の効率化について

業務運営体制については、研究の効率化を図るためプロジェクト研究による体制を構築し、また、外部との連携・交流を図るための連携大学院の充実、さらに、任期を付さない職員の採用など、研究体制について工夫している点を評価する。今後は、任期付採用職員と任期を付さない採用職員とのバランスを図りつつ、人材の活性化によるプロジェクトの推進に期待する。

内部進行管理については、プロジェクトの進捗状況管理が適切に行われていることが客観的な資料によって示されている点が評価できる。また、研究業務の評価について、所内LANを通じた個人業績登録システムを構築し、事務的な負担を軽減しつつ、プロジェクト単位の評価を行い、理事長自らが常勤研究員全員と面接をして行う個人評価等の評価システムを有効に活用し、業績評価を人事に適切に反映している点も評価できる。

さらに、経費節減について、機関誌の電子メール化や業務の外部委託等の努力により経費の削減を図り、運営費交付金の削減目標を達成したことは評価できる。

運営費交付金以外の収入の確保について、競争的資金等の外部資金を広く多領域より獲得していることは評価できる。今後は、さらに工夫を凝らし、内容面も考慮しながら獲得していく必要がある。

研究施設等の利用について、市民の研究への協力を得ながら施設が利用されていること、研究協力者への使用料を減額するなど、研究と市民へのサービスを両立させる等の工夫は評価できる。今後、他の研究機関との共同利用の普及等に一層の努力が期待される。

### (2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

#### ① 調査研究に関する業務内容

平成17年度においては、当研究所の目的である国民の健康の保持、増進に資するための調査研究等の業務を多様な行政ニーズ及び社会ニーズに即して着実に実施している。

国民の健康に対する関心が高まる中で、社会的ニーズの把握については、健康・栄養に関連する諸団体との連携により適切なニーズの把握がなされている。

「独立行政法人国立健康・栄養研究所認定栄養情報担当者（NR）制度」については、新聞等に取り上げられ、徐々に社会的な認知度も高まりつつあるが、社会におけるNRの活動実績を計画的にモニタリングしつつ、引き続き積極的な取り組みを行うことが必要である。

重点的調査研究について、ヒューマンカロリーメータと二重標識水法により測定されたエネルギー消費量と、これまでの方法により推定されたデータを比較することにより身体活動量等を把握する調査手法を開発し、国民健康・栄養調査の手法改良、新しい健康づくりのための運動指針の策定に資する知見を提供した。また、健康増進法に基づく健康・栄養調査データのデータベースの充実を図り、「健康日本21」の中間評価に向けて調査データの解析等の支援を

行った。さらに、安全性、有効性に対する国民のニーズが高い健康食品及び栄養補助食品について、専門家や一般人を対象として栄養学的有効性や安全性の評価に関する情報提供を行うなど有効な取組を積極的に行っている点は評価できる。

基盤的研究について、創造的特別基礎奨励研究として、所内公募により申請された9課題のうち6課題を選定し、研究が適切に実施され、論文が生まれたり、特許出願につながっている点も評価できる。また、生活習慣病の予防に資する自己学習システムの研究開発、健康食品等の安全性情報ネットワークの構築は、社会的ニーズを適切に把握し、着実な成果が得られている点が評価できる。

健康増進法に基づく業務のうち、平成16年度実施の国民健康・栄養調査の集計業務については、健康増進法に基づく新しい調査としての規模拡大に対処しつつ、迅速な集計が行われた。また、特別用途食品の表示の許可等に係る試験については、そのほとんどを2月以内に処理するなど期待に応える成果を上げており、多岐にわたる行政課題に対して的確に対応が行われている。また、政府の各種審議会等にも委員を数多く派遣している。

職員の資質の向上については、所内セミナーの開催、国内外の学会発表等により、職員の資質向上に努めている。

また、外部評価委員会によって、研究業務の外部評価を適切に実施し、その結果を公開しつつ、業務運営に適切に反映している。

## ② 調査研究成果の普及及び活用

平成17年度においても、調査研究成果の普及・活用について着実に実施していると考えられる。

学会発表、論文発表数等については、中期目標を大幅に上回っており、多忙な業務の中、原著論文、学会発表等の活動が質・量ともに高いことが評価できる。

研究成果の発信については、インターネット等による情報提供が工夫して行われており、ホームページのアクセス件数も安定して高水準を維持している。今後は、国民ニーズや意識の変化に対応した、次期中期計画での戦略が望まれる。

講演会、セミナーの開催については、一般公開セミナー、専門家向けセミナーを開催し、成果が得られている。今後は若い世代を引きつける工夫などを検討されたい。

知的財産権の取得等については、9件の特許出願を行うなど、特許出願の難しい研究所でありながら出願数が増加したことは評価できる。今後、特許出願の努力をすることが研究所運営の障害にならないように希望する。

## ③ 外部機関との協力の推進

若手研究者等の育成については、平成16年度から連携大学・大学院を発足

させ、平成17年度に新たに3校の連携大学院をスタートさせるなど、外部機関との協力の推進を着実に実施した。また、理事長が主催する研究交流会などによって、若手研究員の育成に努めている点は評価できる。

国際協力については、国内外の機関とのネットワークの構築、国際シンポジウムの開催、WHOやFAO/WHO合同食品規格委員会(CODEX)といった国際会議への職員の派遣ほか、アジア諸国等との間で共同研究を実施しており、着実な成果をあげている。

### (3) 財務内容の改善等について

平成17年度においても、経費の節減を図るとともに、運営費交付金以外の収入の確保を進め、必要な人材の弾力的な採用に努めている。

競争的研究資金、受託研究等の収入については、広く多領域より獲得し目標を上回っており、評価できる。今後は、さらに工夫を凝らし、内容面も考慮しながら獲得していく必要がある。

施設・設備に関しては、既存施設の有効利用を図り概ね計画通りに実行されているが、プール以外の施設・設備について、有効利用のための検討が必要である。

職員の人事については、任期付研究員として顕著な研究業績をあげた者の任期切れ時に任期を付さないポストへ任用するなど、優秀な常勤研究員の確保と流動化を両立させている。

なお、財務会計については、全体として、財務諸表の承認に影響するほどの重要性はないものの、受託研究収入の会計処理誤り等今回終了する中期目標期間にわたり、適切ではない会計処理や表示が見られた。また注記や付属明細書等の開示も必ずしも独立行政法人会計基準に準拠したものとはなっていなかった。平成18年度に開始する中期目標期間以降は、独立行政法人会計基準に準拠した適切な会計処理及び開示に努める必要がある。